

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	910
事項名	株式会社の医療への参入
規制の特例措置の概要	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

本特例措置については、6月中に成案を得るべく、現在、厚生労働省において検討中。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	911
事項名	ボイラー、第一種圧力容器の性能検査についての検査周期の延長
規制の特例措置の概要	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するデータ等の提供を受け、安全性が検証された場合に認めることとする。 また、ボイラー等の1年を超える連続運転については、事業場ごとに認定されるが、一の小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合、コンビナートを構成する他の事業場と共同して申請することにより、全体として認定要件が満足されるのであれば、認定できることとする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	ボイラー、第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・労働安全衛生法第41条第2項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ・「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」（平成14年3月29日付け基発第0329018号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー、圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の性能検査については、原則として開放検査を行わなければならない。開放検査はその周期が定められている。
特例措置の内容	<p>1. ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、連続運転の実績のある事業場が更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するイ～ハのデータ等の提供を受け、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、イ～ハのボイラー等に係る今回の検査周期の延長措置が現行の連続運転に係る規定で担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該特区内に設置されるボイラー等の性能検査の開放検査の最長の周期については、当該特区内において実施しようとする下記ハに記載した開放検査の周期とする。</p> <p>イ 当該ボイラー等の仕様（例えば、ボイラー等の構造、材料等） ロ 開放検査の周期の延長が可能であると判断できる当該ボイラー等の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 ハ 具体的な開放検査の周期</p> <p>2. また、ボイラー等の1年を超える連続運転については、事業場ごとに認定されるが、一の小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合であっても、地方公共団体が次の(1)のいずれかの関係に該当する小規模事業場を含むコンビナートを構成する事業場について、当該認定要件を満たすため、当該地方公共団体と当該事業場間において次の(2)に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結する（当該事業場が組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、協定を締結する）こととし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該特区内の当該小規模事業場が他の事業場と共同して連続運転の申請を行うことができる。</p> <p>(1)小規模事業場を含むコンビナートを構成する事業場間の関係 イ 一のコンビナートとして原材料等の需要者と供給者の関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 ロ 共同して組合を設立し、当該組合がボイラー等施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p>

	<p>(2) 協定に盛り込むべき内容</p> <p>ア 代表事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らもボイラー等を使用管理している事業場であること。 ・ 自ら所有するボイラー等について下記イに掲げる事業場のものと併せて運転時検査の認定申請を行うこと。 ・ 下記イに掲げる事業場の所有するボイラー等について安全管理等が実施できる業務体制にあること。 <p>イ 小規模事業場を含むコンビナートを構成するその他の事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有するボイラー等が、代表事業場の敷地内又は近接した敷地に設置されていること。 ・ 代表事業場と安全管理又は保安全管理に関する業務委託契約等を結んでいること。 ・ 代表事業場の安全衛生管理規程、保安全管理規程、技術基準等を遵守し、また、代表事業場の各種保安管理会議（安全衛生会議等）及び各種安全活動へ参画しており、代表事業場と整合性がとられた規程等が実施されること。 ・ 緊急事態発生時に代表事業場の防災組織へ組み込まれること。 ・ 代表事業場にボイラー等の停止発動権及び緊急避難指示権があること。 <p>（P：小規模事業場が安全管理等に関する業務を代表事業場に委託する程度に応じた協定内容等の規定について、検討中。）</p>
同意の要件	<p>1. 上記「特例措置の内容」の1.に記載されている地方公共団体からの提出事項イ～八の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続	<p>特になし</p>

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	(908・)912(下線部は、908の対象施設)
事項名	児童福祉施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認
規制の特例措置の概要	乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項、第27条、 <u>第42条第1項</u> 、第75条第1項、第80条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児院、母子生活支援施設、 <u>児童養護施設</u> 、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設には調理員を置かなければならない。
特例措置の内容	<p>乳児院、母子生活支援施設、<u>児童養護施設</u>、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)において、下記のような措置を講ずることにより暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p> <p>受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 受託業者に対し乳児院等における調理業務の重要性を認識させること ロ 単に食事を調理するのみではなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと <p>の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	913
事項名	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認
規制の特例措置の概要	他施設の統廃合などを要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を弾力的に行うことを認める。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。
特例措置の内容	市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内において、保育所以外の施設の統廃合等に伴い、私的契約児を保育所の定員を超えて受け入れることが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、保育所は、私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合に定員の改定を行うことができる。 この場合において、児童福祉施設最低基準は、保育所児及び私的契約児の合計の幼児数に対して適用される。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	914
事項名	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認
規制の特例措置の概要	共用化指針に基づき設置された施設において、保育所児と幼稚園児を合同で保育する保育室は、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること、この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること、保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることに該当する場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内において、適正規模の集団保育が困難であると認められることから、幼児の心身の健全な育成のために特に必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」による施設において、以下の条件を満たす場合、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所児と幼稚園児を一緒に保育する保育室は、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること。 2. この場合、幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。 3. 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	915
事項名	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外
規制の特例措置の概要	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法上の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	社会福祉施設等に対する耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外
措置区分	省令、通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （昭和四十一年厚生省令第十九号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成十一年厚生省令第三十七号）</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 （平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （平成十一年厚生省令第四十六号）</p> <p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 （平成十五年厚生労働省令第二十一号）</p> <p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 （平成十五年厚生労働省令第二十二号）</p> <p>精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 （平成十二年厚生省令第八十七号）</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）</p> <p>老人休養ホームの設置運営について （昭和四〇年社老第八七号厚生省社会局長通知）</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営について （昭和四十七年社老第十七号厚生省社会局長通知）</p> <p>介護実習・普及センター運営事業の実施について （平成四年老企第百三十七号大臣官房老人保健福祉部長通知）</p> <p>在宅介護支援センター運営事業等の実施について （平成十二年老発第六百五十四号厚生省老人保健福祉局長通知）</p> <p>高齢者生活福祉センター運営事業の実施について （平成十二年老発第六百五十五号厚生省老人保健福祉局長通知）</p> <p>有料老人ホームの設置運営標準指導指針について （平成十四年老発〇七一八〇〇三号厚生労働省老健局長通知）</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定特定施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、救護施設、更生施設、婦人保護施設、老人休養ホーム、軽費老人ホーム、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、生活支援ハウス、有料老人ホーム（以下「社会福祉施設等」という。）については、その安全性を確保するため、施設ごとの最低基準において、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない旨規定している。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体がその設定する特区内において、専門家等の意見を踏まえ、平屋建の社会福祉施設等について、次に掲げる事項のいくつかを組み合わせて総合的に判断し、必要な安全性を有すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) スプリンクラーの設置又は天井等の内装材などに燃えにくい材料を使用する、若しくは調理室等火災が発生しやすい箇所を防火区画とするなど、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすること</p> <p>(2) 避難口の増設や避難路において搬送が容易に行えるよう、十分な幅員を確保するなど円滑な救助が可能となる構造であること</p> <p>(3) 非常警報設備等の設置による、火災の早期発見・通報の体制の整備、避難訓練の実施回数の増加や配置人員の増員等の防火管理体制の強化がなされていること</p> <p>(4) 消防活動を円滑に行うことができること</p> <p>(5) その他利用者の安全を確保するために必要な措置</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続</p>	<p>特になし</p>

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	916
事項名	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任
規制の特例措置の概要	保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要がある場合には、市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉法第32条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村長は、保育の実施の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長に委任することができる。
特例措置の内容	市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内においては保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから、児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、市町村長は、児童福祉法第32条第2項の規定にかかわらず、地方自治法第180条の2の規定により、その権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	(909・)917(下線部は、909の対象施設)
事項名	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認
規制の特例措置の概要	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	障害児施設における調理業務の外部委託事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準第49条、 <u>第56条</u> 、第61条、第69条、第73条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1 知的障害児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>2 第一種自閉症児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> <p>3 第二種自閉症児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>4 <u>知的障害児通園施設</u> <u>栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>5 盲児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>6 ろうあ児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>7 難聴幼児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>8 <u>肢体不自由児施設</u> <u>医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</u></p> <p>9 肢体不自由児療護施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>10 重症心身障害児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）において、下記のような措置を講じることにより障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p> <p>受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと</p> <p>イ 受託業者に対し知的障害児施設等における調理業務の重要性を認識させること</p> <p>ロ 単に食事を調理するのみではなく、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行うほか、食材の障害児への説明、障害児との食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと</p> <p>の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続</p>	<p>特になし</p>

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	918
事項名	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例
規制の特例措置の概要	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても実施を可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	単独型児童短期入所事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日 障障第183号・老振第139号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>2 職員に関する事項</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>職員については、短期入所生活介護を行う上で必要な次の職種の職員を適切に配置し、サービスの実施を指揮・監督する管理責任者を定めること。この場合、併設施設でのサービス提供等に支障がない場合には、当該併設施設の職員が兼務できるものであること。</p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 医師</p> <p>ウ 生活指導員(社会福祉士その他これに準ずる者)</p> <p>エ 看護婦(士)又は准看護婦(士)</p> <p>オ 介護福祉士又は介護員</p> <p>カ 調理員</p> <p>キ その他サービス提供に必要な者</p> <p>3 施設設備等</p> <p>(1) 短期入所生活介護を行う施設には、次の設備を設けること。ただし、他の施設の設備を利用することにより施設の効果的な利用ができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合にはこの限りではないこと。</p> <p>事務室</p> <p>居室</p> <p>食堂</p> <p>浴室</p> <p>機能訓練室</p> <p>洗面所</p> <p>便所</p> <p>医務室</p> <p>看護・介護員室(サービスステーション)</p> <p>調理室</p> <p>洗濯室又は洗濯場</p> <p>汚物処理室</p> <p>その他サービスを提供する上で必要な施設設備</p>
特例措置の内容	児童短期入所事業について、施設長、医師、直接処遇職員(生活支援員、介護員)、調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	919
事項名	知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用の可能化
規制の特例措置の概要	知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	知的障害者福祉法第21条の6
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	知的障害者通所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。
特例措置の内容	知的障害者通所更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、身体障害者更生施設等から、次の全ての事項について支援が受けられる場合には、近隣において身体障害者更生施設を利用することが困難な身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。 理学療法・作業療法、生活訓練、職業訓練等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと 治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること その更生に必要な訓練を行うこと
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし